社会福祉法人○○評議員選任・解任委員会の運営に関する規程

参考

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人○○の評議員選任・解任委員会（以下、「選任・解任委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（任　期）

第２条　選任・解任委員会の委員の任期は、就任後○年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の締結の時までとし、再任を妨げない。

（招　集）

第３条　選任・解任委員会は、理事長が招集する。

２　委員から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は速やかに選任・解任委員会を招集しなければならない。

（議　長）

第４条　選任・解任委員会の議長は、委員の互選により定める。

（報　酬）

第５条　委員が選任・解任委員会に出席した場合は、報酬として日額○，○○○円を支給する。

（その他）

第６条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、○年○月○日から施行する。